

○総務省令第五十一号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第二百十九号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十五日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔航空機局等に係る無線局の基準適合性の確認間隔〕</p> <p>第四十条の二 法第七十条の五の二第二項第一号の総務省令で定める時期は、次の各号に掲げる無線局の種別に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 航空機局</p> <p>ア 無線従事者の資格及び員数</p> <p>イ 法第六十条に規定する時計及び備付書類</p> <p>ウ 無線設備</p> <p>(7) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合</p> <p>(イ) 電気的特性の点検</p> <p>(ウ) 総合試験</p> <p>A) ATCトランスポンダ</p> <p>B) 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機（个体識別コードの確認に限る。）</p> <p>C) その他</p> <p>二 航空機地球局</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(軽微な変更)</p> <p>第四十条の三 法第七十条の五の二第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、別表第四号の三のとおりとする。</p> <p>〔無線設備等の点検その他の保守の実施状況の報告〕</p> <p>第四十条の四 法第七十条の五の二第六項の規定による報告は、前年四月一日（法第七十条の五の二第一項の認定を受けた年度にあつては、当該認定を受けた日）から当年三月三十一日まで</p> <p>の点検その他の保守の実施状況について、毎年六月末日までに、別表第四号の四の様式による報告書一通及びその写し二通を総務大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に</p> <p>関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第五十二条 「同上」</p>

四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第二百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第二百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

<p>【一】～【二】の六 略】</p>	<p>三 法第五十六条第一項に規定する指定に係る受信設備</p>	<p>その受信設備の設置場所</p>
<p>三の二 法第七十条の五の二に規定する無線設備等保守規程の認定、変更の認定、変更の届出及び無線設備等の点検その他の保守の実施状況の報告</p>	<p>その航空機局又は航空機地球局が設置される航空機の定置場の所在地</p>	
<p>【四】略】</p>		

【2】～【5】略】

別表第四号の三 変更認定を要しない軽微な変更事項（第四十条の三関係）

- 一 無線局の免許の番号（登録記号に変更がない場合に限る。）
- 二 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の名称及び所在地（移転を伴わない場合に限る。）
- 三 無線設備等の点検その他の保守を行う組織の名称（名称以外の変更がない場合に限る。）
- 四 無線局の基準適合性の確認間隔（第四十条の二に規定する時期の間隔内での変更の場合に限る。）
- 五 その他総務大臣が別に告示するもの

別表第四号の四 航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書の様式（第40条の4関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況報告書

<p>【一】～【二】の六 同上】</p>	<p>三 法第五十六条第一項に規定する指定に係る受信設備</p>	<p>その受信設備の設置場所</p>
<p>【四】同上】</p>		

【2】～【5】 同上】

【新設】

【新設】

年 月 日

総務大臣 殿

認定免許人(注1)
都道府県一市区町村コード
郵便番号
住所
氏名又は名称
法人番号
代表者氏名
認定の番号(注2) 印

電波法第70条の5の2第6項の規定により、 年 月 日から 年3月31日まで（年度）の航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 無線従事者の資格及び員数の確認の実施状況

免許の番号	航空機名(登録記号)	実施日	確認者	備考

2 時計及び備付書類の確認の実施状況

免許の番号	航空機名(登録記号)	実施日	確認者	備考

3 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容及び実装との照合の実施状況

免許の番号	航空機名(登録記号)	実施日	確認者	備考

4 電気的特性の点検の実施状況及び実施計画

免許の番号	航空機名(登録記号)	無線設備名	型式又は名称	製造番号	実施日	実施計画(年度)	確認者	備考

5 総合試験の実施状況及び実施計画

免許の番号	航空機名 (登録記号)	実施日	実施計画 (年度)	確認者	備考

6 航空機局等に関する点検その他の保守の実施結果に基づく不具合状況

無線設備名	型式又は名称	実施年度	年間飛行時間	不具合件数	目標値又は管理値	備考

7 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の実施状況

注 1 認定免許人の欄の記載は、次によること。

(1) 日本工業規格 J I S X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、「郵便番号並びに住所（認定免許人が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 認定免許人が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、認定免許人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による報告の場合は、認定免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を併下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

2 同一の認定免許人が複数の認定について併せて報告する場合は、当該認定の番号を全て記載すること。

3 1から6までの欄の備考の欄については、各項目において参考となる事項を記載すること。
4 4から6までの欄に記載する無線設備は以下のものとする。

- (1) HF帯無線設備
- (2) VHF帯無線設備
- (3) UHF帯無線設備

- (4) ATCTランスポンダ
- (5) 機上DME
- (6) 機上タカン
- (7) ACAS
- (8) 航空機用気象レーダー
- (9) 航空機用ドップラ・レーダー
- (10) 電波高度計
- (11) 航空機用救命無線機
- (12) 航空機用携帯無線機
- (13) 航空機地球局の無線設備

5 4の欄は、次によること。

- (1) 航空機局の場合は報告対象年度を含む過去5年度分の実施状況及び当年度以後5年度分の実施計画を、航空機地球局の場合は報告対象年度を含む過去2年度分の実施状況及び当年度以後2年度分の実施計画を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、認定を受けた年度以前の年度の記載は要しない。なお、電気的特性の点検の実施計画は、報告対象年度の3月31日時点で保有する当該認定に係る無線設備について全て記載すること。
- (2) 二以上の無線局の相互間において共通に使用する装置については、代表する航空機局又は航空機地球局の航空機名（登録記号）及び免許の番号を記載すること。
- (3) 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機について記載する場合には、備考の欄に電池の有効期限を併せて記載すること。

6 5の欄は、次によること。

- (1) 航空機局の場合は報告対象年度を含む過去5年度分の実施状況及び当年度以後5年度分の実施計画を、航空機地球局の場合は報告対象年度を含む過去2年度分の実施状況及び当年度以後2年度分の実施計画を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、航空機局の航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機については報告対象年度の実施状況及び当年度分の実施計画を、航空機局のATCTランスポンダについては報告対象年度を含む過去2年度分の実施状況及び当年度以後2年度分の実施計画を記載すること。なお、総合試験の実施状況は、試験実施時に当該航空機局又は航空機地球局に搭載する無線設備について全て記載すること。
- (2) 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機について記載する場合は、備考の欄に無線設備の型式、製造番号及び個体識別コードを併せて記載すること。

7 6の欄は、次によること。

- (1) 報告対象年度を含む過去5年度分を無線設備の型式ごとにまとめて記載すること。ただし、認定を受けた年度以前の記載は要しない。
- (2) 不具合件数の欄は、通信不能又は他の通信に影響を及ぼす事象につながった不具合及び使用を継続した場合に通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象につながる可能性があった不具合の件数の合計を記載すること。
- (3) 備考の欄は、無線設備等保守規程に記載した信頼性管理の目標値又は管理値に対する結

<p>果を記載すること。</p> <p>8 7の欄は、6の欄で報告する不具合のうち報告対象年度に発生したものに係る無線設備名、型式又は名称、製造番号、製造年月、不具合の内容、電波の質に係る不具合の重要度（レベル1（通信不能又は他の通信に影響を及ぼす事象につながった不具合）及びレベル2（使用を継続した場合に通信不能や他の通信に影響を及ぼす事象につながる可能性があった不具合）の別）、現象の内容及び処置状況を記載すること。また、詳細な原因が判明した場合及び信頼性の確保のために適切な対策を実施した場合には、その原因及び対策の内容を記載すること。</p> <p>9 報告書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。</p>	
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

目次

〔第一章～第五章 略〕

第五章の二 無線設備等保守規程の認定の手続（第二十五条の二十六―第二十五条の三十四）

第六章 許可の手続

〔第一節・第二節 略〕

〔第七章 略〕

附則

第五章の二 無線設備等保守規程の認定の手続

（無線設備等保守規程の認定の申請）

第二十五条の二十六 法第七十条の五の二第一項の認定を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

- 一 無線設備等の点検その他の保守を行う無線局の免許の番号及び航空機名
 - 二 無線設備等の点検その他の保守を行う施設の概要
 - 三 無線設備等の点検その他の保守を行う組織の概要
 - 四 無線設備等の点検その他の保守の信頼性管理の目標値又は管理値
 - 五 無線設備等の点検その他の保守の実施方法
 - 六 無線設備等の点検その他の保守の間隔
 - 七 無線設備等の点検その他の保守に関する品質管理の概要
 - 八 無線設備等の点検その他の保守に関する技術的情報の維持・管理の概要
 - 九 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要
- 2 前項の申請書の様式は、別表第五号の十二のとおりとする。

（無線設備等保守規程の変更の申請）

第二十五条の二十七 法第七十条の五の二第三項の変更の認定を受けようとするときは、申請書に前条第一項に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

2 前項の申請書の様式は、別表第五号の十三のとおりとする。

（無線設備等保守規程の変更の届出）

第二十五条の二十八 法第七十条の五の二第五項の変更の届出は、届出書に第二十五条の二十六第一項に掲げる事項を記載した無線設備等保守規程一通及びそれぞれの写し二通を添えて、総務大臣に提出して行うものとする。

目次

〔第一章～第五章 同上〕

第六章 許可の手続

〔第一節・第二節 同上〕

〔第七章 同上〕

附則

〔新設〕

2| 前項の届出書の様式は、別表第五号の十三のとおりとする。

(無線設備等保守規程認定書の交付)

第二十五条の二十九 法第七十条の五の二第二項の規定により無線設備等保守規程の認定をしたときは、別表第五号の十四の様式の無線設備等保守規程認定書を交付する。

2| 認定免許人は、前項の無線設備等保守規程認定書に変更を生じたときは、その無線設備等保守規程認定書を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(無線設備等保守規程の認定等の拒否の通知)

第二十五条の三十 法第七十条の五の二第二項の認定の申請を審査した結果により認定を拒否したときは、申請者に対しその旨及び理由を記載した文書をもつて通知する。

2| 前項の規定は、第二十五条の二十七の規定に基づく変更の認定の申請に準用する。

(無線設備等保守規程の廃止の届出)

第二十五条の三十一 法第七十条の五の二第三項に規定する認定免許人(以下「認定免許人」という。)は、その無線設備等保守規程を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 認定免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号

二 認定の番号

三 無線局の免許の番号及び航空機名

四 廃止した年月日

2| 前項の届出書の様式は、別表第五号の十五のとおりとする。

第二十五条の三十二 法第二十二條の規定に基づき無線局の廃止を届け出た認定免許人は、当該無線局に係る無線設備等保守規程について、前条に規定する廃止の届出を行わなければならない。

第二十五条の三十三 認定免許人は、無線設備等保守規程を廃止したとき又は認定の取消しを受けたときは、遅滞なく無線設備等保守規程認定書を返さなければならない。

(相統等に関する規定の準用)

第二十五条の三十四 第二十条の二(第三項を除く。)の規定は、認定免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第二項第二号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定の番号、認定の年月日及び認定免許人の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

③ 航空機名 (登録記号)	
④ 備考	

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格 A列4番の用紙に貼付すること。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード (以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所 (申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地) を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号 (以下この注、別表第5号の12、別表第5号の13及び別表第5号の15において「法人番号」という。) を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種類を記載し、複数の無線局を一括して申請を行う場合は、無線局の種類ごとの局数を併せて記載すること。
- (2) ②の欄は、認定を希望する無線局の免許の番号を記載すること。
- (3) ③の欄は、認定を希望する無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。
- (4) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

①	無線局の種類及び局数	
②	認定の番号	
③	無線局の免許の番号	
④	航空機名(登録記号)	
⑤	備考	

3 申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 該当する手続の□にシ印を付けること。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX 0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請(届出)者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 申請(届出)者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

- (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請(届出)者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

- (4) 代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付することとし、委任状の添付は要しない。

- (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

3 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種類を記載し、複数の無線局を一括して申請(届出)を行う場合は、無線局の種類ごとの局数を併せて記載すること。

- (2) ②の欄は、現に認定を受けている無線設備等保守規程の認定の番号を記載すること。

- (3) ③の欄は、現に認定を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

- (4) ④の欄は、現に認定を受けている無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。
- (5) ⑤の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- (6) ①から⑤までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。
- 4 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
- 5 申請（届出）書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の十四 無線設備等保守規程認定書の様式（第25条の29関係）

【新設】

無線設備等保守規程認定書	
認定の番号	
認定免許人の氏名又は名称	
認定免許人の住所	
認定の年月日	
無線局の免許の番号	
航空機名（登録記号）	
備考	

年 月 日

総務大臣 印

短 辺 （日本工業規格A列4番）

別表第五号の十五

無線設備等保守規程の廃止届出書の様式（第25条の31第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【新設】

無線設備等保守規程廃止届出書

年 月 日

無線局免許手続規則第25条の31第1項の規定により、無線設備等保守規程を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者 (注1)

住 所	都道府県一市区町村コード ()
	〒 ()
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ ----- 印
法人番号	

2 無線設備等保守規程の廃止に係る事項 (注2)

① 無線局の種別及び局数	
② 認定の番号	
③ 無線局の免許の番号	
④ 航空機名 (登録記号)	
⑤ 廃止した年月日	
⑥ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ -----
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本工業規格 J I S X 0401及びX 0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード (以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所 (届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地) を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を併下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
 - (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。
- 2 の欄は、次によること。
- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局を一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
 - (2) ②の欄は、認定を受けていた無線設備等保守規程の認定の番号を記載すること。
 - (3) ③の欄は、認定を受けていた無線局の免許の番号を記載すること。
 - (4) ④の欄は、認定を受けていた無線局を設置する航空機の登録記号を記載すること。
 - (5) ⑤の欄は、無線設備等保守規程を廃止した年月日を記載すること。
 - (6) ⑥の欄は、その必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
 - (7) ①から⑥までの欄は、それぞれの欄の内容を無線局ごとに対応させて記載すること。
- 3 届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部改正）

第三条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の三 機構の行う業務（機構法第十四条第二項第一号に掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）（以下「特定業務」という。）を除く。）に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇十九 略〕</p> <p>二十 電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）<u>第二十一条</u>に規定する手数料の納付方法</p> <p>〔二十一 略〕</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の三 「同上」</p> <p>〔一〇十九 同上〕</p> <p>二十 電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）<u>第二十条</u>に規定する手数料の納付方法</p> <p>〔二十一 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。